

インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうち、インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業の募集に関する質問について

Q 1.

Ⅲ－1. －(2)－① 実施体制 b. 住宅情報の作成(インスペクター)とありますが、住宅情報の作成者はインスペクターに限るということでしょうか。

A 1.

本事業は、住宅の間取りや劣化状況などについて技術的知見による基本的な情報をもとに、その活用のあり方等を検討するものであることから、既存住宅の情報を作成するのはインスペクターであることを前提としています。

なお、作成した住宅情報の更新・活用という視点ではインスペクター以外の者が行うことも想定されます。

Q 2.

本事業のインスペクターの定義を教えてください。

A 2.

本事業では、「既存住宅インスペクション・ガイドライン」に基づき、住宅の建築や劣化・不具合等に関する知識、検査の実施方法や判定に関する知識を有する建築士(一級建築士、二級建築士、木造建築士)または建築施工管理技士(1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士)をインスペクターとしております。

上記の要件に加えて、各事業にてインスペクターの要件を独自に加えることは可能です。

【お問い合わせ先】

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111 (内線 39471)